

# 計 量 証 明 書

1/10



No. 1302-0325

飯山陸送株式会社

様

平成26年 3月10日

所在地 飯山市大字静間280-1

環境計量証明事業長野県知事登録  
濃度8号、騒音19号、振動57号

株式会社 環境技術センター

代表取締役 勝野 宗一

〒399-0033 長野県松本市大字笹賀5652-166

TEL 0263 (27) 1606 FAX 0263 (27) 2183

計量管理者 宮澤 恵美  
(環境計量士 登録番号第2343号)

ご依頼による濃度に係る計量結果を次のとおり証明いたします。

事業所の名称	飯山陸送株式会社 碓処分場
所在地	中野市大字豊津5015番地
施設名称 及び 型式	廃棄物焼却炉 ロータリ-キルン階段炉
施設の種類	廃棄物焼却炉
測定年月日	平成26年 3月 3日
測定者氏名	宮下 正博 小原 宏文 古畑 英一

計 量 項 目	計 量 結 果	基準酸素(12%) 換 算 濃 度	単 位	計 量 方 法
ばいじん	0.006	0.009	g/m <sup>3</sup> N	S46厚・通令第1号 別表第二 JIS Z 8808 ろ過捕集による重量濃度測定方法
いおう酸化物	1.2	—	volppm	S46厚・通令第1号 別表第一 JIS K 0103-7.1 イソクロマトグラフ法
窒素酸化物	27	40	volppm	S46厚・通令第1号 別表第三の二 JIS K 0104-5.3 イソクロマトグラフ法
塩化水素	46	71	volppm	JIS K 0107-7.1 イソクロマトグラフ法
以下余白				

- 備考) 1. 計量結果の測定値の取り扱いは、昭和46年8月25日環大企5号環境庁大気保全局長通達による。  
2. S46厚・通令第1号：大気汚染防止法施行規則  
(昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号・平成15年3月25日環境省令第5号改正現在)  
3. 基準酸素換算濃度は、計量法第107条の対象外です。

この計量証明書は、当社の文書による承諾なしでは一部分のみ複製して使用する事はできません。